

質問第二三一号

有識者会議等の委員の選任基準に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十九日

水野素子

参議院議長 関口昌一 殿

有識者会議等の委員の選任基準に関する質問主意書

政府は科学技術やファクトに基づく政策策定（EBPM）を推進しているが、そのためには専門家の助言が不可欠である。各政策領域に最善の専門家を登用すべきであるが、現在、政府が設置している有識者会議等の委員の選任が不透明であり、利害関係者が含まれるなど利益相反が疑われる事例も散見される。

EBPMの前提として、有識者会議等の客観性、特に、委員選考の透明性が不可欠と考えるが、政府の見解を示されたい。また、有識者会議等の委員の選任に際し、利益相反を避けるなどの観点から、選任基準や任期の制限などについて政府統一の指針を定めるとともに、国民からの意見も踏まえて政府が監査し、利益相反や専門性の著しい欠如など不適当な場合には交代を求める制度を導入すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。